

新年増刊号 令和8年度税制改正大

I. 個人所得課税関係

1. 基礎控除等の引き上げ（「年収の壁」への対応）

【改正内容】

① 所得税の基礎控除の引き上げ

合計所得金額 489 万円以下（年収 665 万円以下）の方について、**基礎控除が最大 104 万円**（現行：95 万円）に引き上げられます。

- 内訳：本則 62 万円+特例 42 万円（9 万円の引き上げ）

② 給与所得控除の最低保障額の引き上げ

給与収入 190 万円以下の方について、**給与所得控除の最低保障額が 74 万円**（現行：65 万円）に引き上げられます。一内訳：本則 69 万円+特例 5 万円（9 万円の引き上げ）

③ 課税最低限の変遷

改正時期	課税最低額	主な内容
令和 6 年まで	103 万円	平成 7 年（1995 年）以来据え置き
令和 7 年	160 万円	57 万円の引き上げ
令和 8・9 年	178 万円	さらに 18 万円の引き上げ

※令和 10 年以降は、消費者物価指数の上昇率等を勘案して見直しが行われる予定です。

※社会保険の扶養対象の考え方とは別物となります。

④ 関連する控除の所得要件の見直し

基礎控除の本則部分の引き上げ（62 万円）に伴い、以下の控除の所得要件も引き上げ実施

- ・右記控除（配偶者・扶養・障害者・寡婦・ひとり親）：62 万円以下（現行：58 万円以下）
- ・勤労学生控除：89 万円以下（現行：85 万円以下）

⑤ 住民税の非課税ラインの引き上げ

住民税の非課税ラインは 119 万円（基本額等 45 万円+給与所得控除 74 万円）となります。

【適用時期】 令和 8 年分以後の所得税について適用されます。

- ・令和 8 年分：年末調整で対応、令和 9 年分以降：源泉徴収への反映

2. 暗号資産取引への分離課税導入

【改正の背景】

上場株式等の金融商品から生じる所得は基本的に分離課税（20.315%）が適用される一方で、暗号資産から生じる所得は総合課税（最大 55.945%）が適用されます。投資家保護のための法整備等を前提に暗号資産から生じる所得について課税の見直しが検討されました。

【改正内容】

① 分離課税暗号資産取引業（仮称）を行う者に対して金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等（**特定暗号資産**）の譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については他の所得と分離して 20.315% の税率により課税されます。

② 繰越控除特定暗号資産を暗号資産取引業を行う者に対して譲渡等をしたことにより生じた損失額のうち、その譲渡等をした年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しきれない金額があるときは、一定の要件の下で、その控除しきれない金額についてその翌年以後 3 年間の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除が可能となります。

③ 特定暗号資産とは

対象銘柄: 金融商品取引業者として登録されている取引所（暗号資産取引業（仮称））で取り扱われる銘柄が対象となる方針ですが、具体的にどの銘柄が「特定暗号資産」に指定されるかの詳細は現段階では不明です。ビットコイン（BTC）やイーサリアム（ETH）などの主要な銘柄が候補と考えられています。

【適用時期】

金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年の1月1日以後に行う特定暗号資産の譲渡等について適用されます。

3. 青色申告特別控除の見直し

【改正内容】

税務手続のデジタル化や記帳水準向上のため、青色申告特別控除が次の通り見直されます。

- ① 複式簿記の65万円控除（現行：55万円控除）は、電子申告を要件に追加
- ② ①のうち「優良な電子帳簿」や「請求書データ等との自動連携」の場合、75万円控除に
- ③ 10万円控除のうち簡易簿記の対象者を一定規模以下に限定

<現 行>

控除額	要 件		
65万円	複式簿記	+ 優良な電子帳簿	
		+ 請求書データ等との自動連携	
		+ 電子申告	
55万円	複式簿記（上記以外）例：書面申告		
10万円	簡易簿記		

<改正案:令和9年分～>

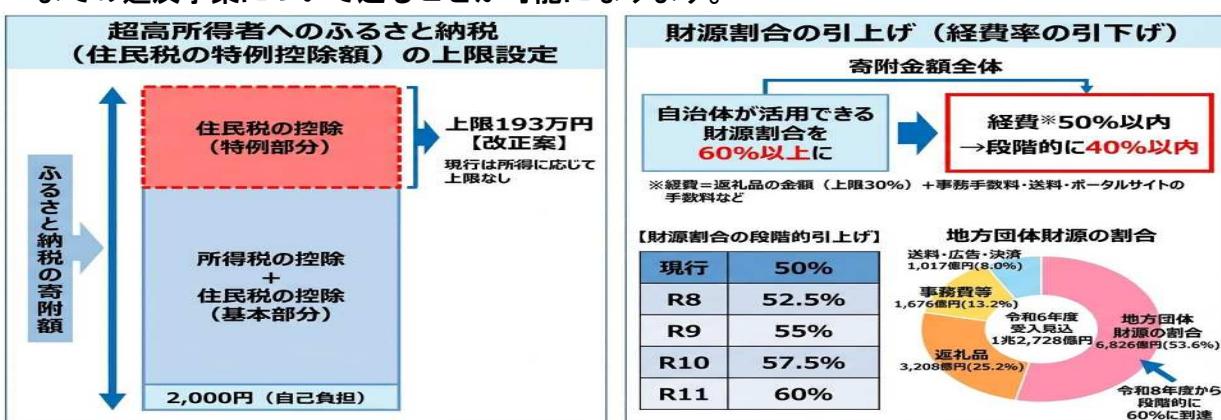
控除額	要 件		
75万円	複式簿記 +電子申告	+ 優良な電子帳簿	+ 請求書データ等との自動連携
65万円	複式簿記+電子申告		
10万円	複式簿記（書面申告）		
0円	簡易簿記（下記以外） 簡易簿記（前々年の事業所得または不動産所得に係る収入金額が1,000万円超）		

【適用時期】令和9年分以後の確定申告から適用されます。

4. 超高所得者へのふるさと納税の上限設定

【改正内容】

- ① 超高所得者に対する課税優遇を制限するため、**住民税の特例控除額**について**令和9年寄付分より上限 193万円**が設定されます。
- ② 自治体が活用できる財源割合を**令和11年に6割以上**とするため経費率が5割から4割まで段階的に引き下げられます。
- ③ 法令違反をした自治体の指定取消期間を2年から**3年**に変更し、**最大5年前**（現行2年）までの違反事案について遡ることが可能になります。



【適用時期】令和9年寄付分から適用されます。

II. 法人課税関係

1. 中小企業者等の少額減価償却資産の特例拡充

【改正の背景】

本特例は、約 20 年間据え置かれていましたが、物価上昇により現行基準（30 万円未満）が現状に合わなくなつたことから、2025 年 6 月の「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2025」において、公的制度の基準額などを見直す方針が示され、経済産業省が令和 8 年度税制改正に向けて基準額の引き上げを要望し実現されました。

【改正内容】

中小企業者等における少額減価償却資産取得価額の損金算入の特例の基準額が 40 万円未満に引き上げられました（改正前：30 万円未満）。

注）中小企業者等：資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人、個人事業主など適用のためには、確定申告書に「少額減価償却資産の取得価額に関する明細書」を添付が必要となります。なお損金算入限度額（300 万円）について現行どおり変更はありません。

【適用時期】**2026 年 4 月 1 日以降の取得分から適用予定です。**

2. 賃上げ促進税制の見直し（中小企業・中堅企業・大企業）

【改正内容】

租税特別措置等の適正化の観点および物価高を上回る賃金上昇に向けて、賃上げ促進税制は「防衛的賃上げ」に苦しむ中小企業に特化する形とし、教育訓練費に係る上乗せ措置が廃止。大企業向け制度は廃止、中堅・中小企業向け制度も段階的に見直しとなります。

【企業規模別の見直し内容】

【中小企業】 *税額控除額：全雇用者の給与総額の増加額×控除率。*控除上限：法人税額×20%（5 年間の繰越税額控除あり）

要件	R6、R7 年度 (最大 45%)	R8 年度 (最大 35%)	R9 年度
雇用者全体の 給与総額（前期比）	1.5%以上	15%	15%
	2.5%以上	+ 15%	+ 15%
女性活躍・子育て支援		+ 5%	+ 5%
教育訓練費増加		+ 10%	廃止

【中堅企業】 *税額控除額：全雇用者の給与総額の増加額×控除率。*控除上限：法人税額×20%

要件	R6、R7 年度 (最大 35%)		R8 年度 (最大 35%)		R9 年度
継続雇用者全体の 給与総額（前期比）	3%以上増	10%	3%以上増	10%	廃止
	—	—	4%以上増	+ 5%	
	4%以上増	+ 15%	5%以上増	+ 15%	
女性活躍・子育て支援	+ 5%		+ 5%		
教育訓練費増加	+ 5%		廃止		

【大企業】 *税額控除額：全雇用者の給与総額の増加額×控除率。*控除上限：法人税額×20%

要件	R6、R7 年度 (最大 35%)	R8 年度
継続雇用者全体の 給与総額（前期比）	3%以上増	10%
	4~7%以上増	+ 5%~+ 15%
女性活躍・子育て支援		+ 5%
教育訓練費増加		+ 5%

【適用時期】**令和 8 年（2026 年）4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。**

3. 研究開発税制の見直し

【改正内容】

研究開発投資促進と国際競争力あるイノベーション環境の確保の観点から次の見直しが行われました。

① 戦略技術領域型に関する新制度の創設

AI・量子・バイオ等、国家としての戦略技術分野の試験研究を促進する観点から、新たに「戦略技術領域型」を創設。国が認定する研究計画について別枠の税額控除率を設定。

② 一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

試験研究費を増加させるインセンティブをさらに強化する観点から、控除率と控除上限の変動措置について見直し。

③ 中小企業技術基盤強化税制の見直し

控除率と控除上限の適用期限は3年間延長し、控除限度超過額は3年間繰越し。

④ オープンイノベーション型に係る税額控除制度の見直し

共同・委託研究時の対象費用の手続合理化、対象者が少数の医薬品等に関する試験研究費の見直し、新規高度研究業務従事者の範囲の追加及び募集要件の見直し。

⑤ 海外委託研究費について一定の制限を設定

近年、海外への外部支出研究開発費（委託等）の支出割合が増加しており、研究拠点の国内回帰の面からも制限を設定。

【適用時期】

① 産業技術力強化法の重点研究開発契約の認定の日から5年を経過する日又は契約期間終了日のいずれか早い日までの期間内の日を含む各事業年度

② 3年間延長だが、一般型の控除率と控除上限の変動措置の見直しについては、令和9年4月1日以後に開始する各事業年度で適用

③ 3年間延長となり、令和11年3月31日までの間に開始する各事業年度

※控除限度超過額の繰越しについては未定

④ 未定（記事作成時）

⑤ 令和8年4月1日以降に開始する事業年度から段階的に適用

4. 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

【改正内容】

危機管理投資・成長投資による「強い経済」を実現するため、すべての業種を対象に、大胆な設備投資に向けた税制として、特定生産性向上設備等投資促進税制が創設されます。

【適用要件】

対象法人	青色申告法人（ <u>全ての業種</u> ）
対象資産	生産等設備機械装置、工具器具備品、建物、附属設備、構築物、ソフトウェア
投資計画の基準	○投資合計額35億円以上。中小企業は5億円以上。 ○年平均の投資利益率が15%以上の見込み ○取締役会等の適切な機関で意思決定済みなど
確認期間	産業競争力強化法の改正法の施行日から 令和11年3月31日まで の間に経済産業大臣の確認
措置期間	その確認を受けた日から 5年を経過する日までの間 に取得等をし、国内で事業供用した設備等
重複適用不可	投資計画期間中は、次の措置は 適用できない 。 ×中小企業経営強化税制 ×地域未来投資促進税制 ×カーボンニュートラルに向けた投資促進税制
取得価額	・機械装置：160万円以上

要件	<ul style="list-style-type: none"> ・器具備品：120万円以上（又は40万円以上かつ合計120万円以上） ・建物：1,000万円以上 ・建物附属設備：120万円以上（又は60万円以上かつ合計120万円以上） ・構築物：120万円以上 ・ソフトウェア：70万円以上
----	---

【優遇措置】

下記①と②の選択適用が可能となります。ただし法人税額の20%が上限となります。

① 即時償却（100%償却）

② 税額控除（建物・建物付属設備：7% 構築物：4%）

なお税額控除については、米国関税措置として一定要件のもの3年間の繰越控除があります。

【適用時期】産業競争力強化法の改正法の施行日から適用されます。

5. インボイス制度の2割特例の見直し

【改正の背景】

インボイス制度の定着に向けて事務負担等の配慮がより必要とされる一定の個人事業主については、納税額を売上税額の3割とすることができる経過措置をさらに2年に限り（令和9年分、10年度分）延長となります。

【改正内容】

① 経過措置の見直し（3割特例）

個人事業主であるインボイス発行事業者の令和9年、10年に含まれる課税期間（免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又、課税事業者選択届出を提出したことによって事業者免税点制度の適用を受けられない課税期間に限る）についてはその課税期間における課税標準額に対する消費税税額から控除する金額を、課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた金額とすることにより消費税額を3割とすることができます。（3割特例は一定の「個人事業主」が対象のため「法人」には適用されません）

② 確定申告書への記載

インボイス発行事業者が上記の適用を受けようとする場合、確定申告書に3割特例を適用する旨を付記する必要があります。

【適用時期】令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間について適用可能となります。

6. インボイス制度の8割控除の見直し

【改正の背景】

免税事業者等からの仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を控除できる経過措置の期限が延長され、控除率が段階的に緩和されます。一方外国法人等による悪用を防ぐため、適用上限額が引き下げられます。

【改正の内容】

① 控除期間の延長と段階的縮減（緩和）

当初の「8割（3年）→5割（3年）→終了」という計画が、以下のように変更されます。

・現行：8割控除（令和8年9月30日まで）

・令和08年10月1日～：7割控除（2年間）

・令和10年10月1日～：5割控除（2年間）

・令和12年10月1日～：3割控除（1年間）

・令和13年10月1日～：控除不可

② 年間適用上限額の引き下げ（租税回避防止）

一の免税事業者等ごとの仕入れに係る年間適用上限額が、現行の10億円から1億円に制限されます。

【適用時期】

① 控除割合の見直し：令和8年10月1日から令和13年9月30日まで段階的に適用されます。

② 上限額の制限：令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

III. 資産課税関係

1. 事業承継税制の承継計画の提出期限の延長

【改正の背景】

2018年の事業承継税制（特例措置）の創設により、一定程度度事業承継が進展していることが示唆されるものの、物価高やトランプ関税等の不透明な経営環境の中で、制度の期限まで手続や後継者育成が終わらず、未だ事業承継が必要となる60代から70代以上の事業者が多く存在しているため、特例承継計画の提出期限が延長されます。

【改正内容】

法人版事業承継税制（非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例措置）について、特例承継計画の提出期限を、1年6か月延長（令和8年3月31日→令和9年9月30日まで）することとされました。



【実務上のポイント】

今回の税制改正大綱では、適用期限（非上場株式等の後継者への移転の期限：令和9年12月31日）の延長はされていません。ただし、同大綱において、適用期限到来後のあり方について、「令和9年度税制改正で結論を得る」と記載されているため、適用期限の延長可能性は残っています。

2. 貸付用不動産の評価方法の見直し

【改正内容】

下記の対象資産について、原則として従来の「路線価等による評価」ではなく、「市場価格（通常の取引価額）」により評価することとされました。

区分	対象資産	改正後の評価方法
① 直前取得	相続開始・贈与前5年以内に取得又は新築をした一定の貸付用不動産	【通常の取引価額（市場価格）】 ※課税上の弊害がない限り、取得価額を基に地価変動等を考慮して計算した価額の80%相当等で評価可能
② 小口化商品	商品として小口化された貸付用不動産（取得時期を問わず対象）	【通常の取引価額（市場価格）】 ※売買実例価額や販売業者等が提示する買取価格・処分価格等を基に評価

【実務上のポイント】

① 直前取得

従来有効であった駆け込み的な不動産購入による節税効果が抑制されます。ただし、被相続人等が5年以上前から所有していた土地の上に新築された家屋については適用されない等の要件があり、今後の通達改正に注意が必要となります。

② 不動産小口化商品

①と異なり、「取得時期にかかわらず」すべて市場価格評価となる点に注意が必要です。

【適用時期】 令和9年1月1日以後に相続等により取得をする財産の評価から適用されます。